

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、倉吉市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
倉吉都市計画火葬場1号倉吉斎場
- 2 縦覧場所
鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220